

○君津市情報公開条例施行規則

平成16年3月31日

規則第2号

改正 平成17年3月31日規則第21号

平成24年3月31日規則第29号

平成25年3月27日規則第9号

平成28年3月30日規則第13号

平成31年3月28日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の規定による開示請求書の提出は、行政文書開示請求書（別記第1号様式）により行うものとする。

(補正を求める通知)

第3条 条例第6条第2項の規定により開示請求者に対して開示請求の補正を求めるときは、行政文書開示請求書補正請求通知書（別記第2号様式）により、当該開示請求者に通知するものとする。

(開示請求に対する決定通知)

第4条 条例第11条の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示するとき
行政文書開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 条例第11条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示するとき
行政文書部分開示決定通知書（別記第4号様式）
- (3) 条例第11条第2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき
行政文書不開示決定通知書（別記第5号様式）
- (4) 条例第11条第2項の規定により開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否するとき
行政文書開示請求存否応答拒否決定通知書（別記第6号様式）

(5) 条例第 11 条第 5 項の規定により開示請求を拒否するとき 行政文書開示請求拒否
決定通知書（別記第 7 号様式）

（開示決定等に係る期間延長通知）

第 5 条 条例第 12 条第 2 項の規定による期間延長の通知は、行政文書開示決定等期間延
長通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

（第三者の意見を求める通知及び第三者からの意見書）

第 6 条 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による第三者の意見を求める通知は、行政
文書の開示に係る意見照会書（別記様式第 9 号）により行うものとする。

2 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による第三者からの意見書の提出は、行政文書
の開示に係る意見書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

（第三者への開示決定の通知）

第 7 条 条例第 14 条第 3 項（条例第 20 条において準用する場合を含む。）の規定によ
る反対意見書を提出した第三者への開示決定の通知は、行政文書の開示に係る結果通知
書（別記第 11 号様式）により行うものとする。

（開示の方法）

第 8 条 条例第 15 条に規定するフィルム又は電磁的記録に記録されている行政文書の開
示の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、実施機関が現
に保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができ
るように組み合わされたものをいう。）及び機器の通常の利用により行うものとする。

(1) 紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(2) 機器により表示したものの閲覧又は視聴

(3) 電磁的記録に記録されている行政文書を同一のプログラムにより光ディスクその他
市長が別に定める電磁的記録媒体に複製したものの交付

（手数料の免除）

第 9 条 条例第 17 条第 2 項の規定により手数料を免除することができる場合は、開示を
受ける者が次の各号のいずれかに該当する者であるときとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により保護を受けている者であるとき。

(2) 災害等不慮の事故により、生活が困難になった者であるとき。

2 前項の規定により手数料の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）
は、行政文書開示手数料免除申請書（別紙第 12 号様式）を第 2 条の行政文書開示請求

書と併せて提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、その可否を決定し、その旨を行政文書開示手数料免除決定（却下）通知書（別記第13号様式）により、第4条第1号又は第2号の通知書と併せて申請者に通知するものとする。

（諮問をした通知）

- 第10条 条例第19条第3項の規定による君津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知は、審査会諮問通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（施行状況の公表）

- 第11条 条例第31条の規定による実施状況の公表は、市の広報紙に掲載することにより行うものとする。

（出資法人）

- 第12条 条例第32条第1項に規定する市が出資金等を出資している法人であって規則で定めるものは、公益財団法人君津市文化振興財団とする。

（写しの交付）

- 第13条 行政文書の開示を写しの交付により行うときは、開示請求1件につき1部（第8条第3号に規定する複写したものの交付については、電磁的記録を複写するために必要な枚数をいう。）を交付するものとする。

（写しの送付に要する費用）

- 第14条 開示請求者の希望により写しを送付する場合に要する費用は、当該開示請求者が負担するものとする。

（委任）

- 第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（君津市情報公開条例施行規則の廃止）

- 2 君津市情報公開条例施行規則（平成9年君津市規則第4号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行日前にこの規則による廃止前の施行規則に規定された請求に対する通知その他の行為は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 21 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 9 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 13 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中君津市情報公開条例施行規則第 8 条及び第 9 条第 3 項の改正規定並びに第 14 条の改正規定（「第 9 条第 3 号」を「第 8 条第 3 号」に改める部分に限る。）並びに第 2 条中君津市個人情報保護条例施行規則第 11 条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第2条)

行政文書開示請求書 年 月 日 (実施機関の名称) 様 住 所 氏 名 電話番号 (法人その他の団体にあつては、名称、 事務所等の所在地及び代表者の氏名) 君津市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	開示を求める行政文書を特定するため、具体的な内容を記入してください。
開 示 の 方 法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
開 示 請 求 者	1 市の区域内に住所を有する者 2 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称) (所在地) 3 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称) (所在地 君津市) 4 市の区域内に存する学校に在学する者 (学校の名称) (所在地 君津市) 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容)

注 該当する番号に○をつけてください。

第2号様式(第3条)

行政文書開示請求書補正請求通知書	
第 号 年 月 日	
様	
(実施機関)	
印	
<p>年 月 日付けで提出のありました行政文書開示請求書につきましては、次の内容に不備がありますので、君津市情報公開条例第6条第2項の規定により、指定された期日までに書面により補正するよう求めます。</p>	
補正を求める内容	
補正の期限	年 月 日
備考	

第3号様式(第4条)

行政文書開示決定通知書		第 号 年 月 日
様		
(実施機関)		印
年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示につきましては、次のとおり開示することに決定しましたので、君津市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。		
開示請求に係る行政文書の件名又は内容		
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日()午前・午後 時 分から
	場 所	
開 示 の 方 法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付	
担 当 部 課 名	部 課(電話番号)	
備 考		

注 指定された日時に都合がつかない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

第4号様式(第4条)

行政文書部分開示決定通知書 第 号 年 月 日 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示につきましては、次のとおり部分開示することに決定しましたので、君津市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開示しない部分及び理由	1 開示しない部分 2 開示しない理由 君津市情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
開示の日時及び場所	日 時 年 月 日()午前・午後 時 分から 場 所
開 示 の 方 法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
担 当 部 課 名	部 課(電話番号)
備 考	

1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

注 指定された日時に都合がつかない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

第5号様式(第4条)

行政文書不開示決定通知書 第 号 年 月 日 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示につきましては、次のとおり開示しないことに決定しましたので、君津市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開示しない理由	君津市情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
担当部課名	部 課(電話番号)
備考	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第6号様式(第4条)

行政文書開示請求存否応答拒否決定通知書 第 号 年 月 日 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示につきましては、次のとおり拒否することに決定しましたので、君津市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開示請求を拒否する理由	君津市情報公開条例第10条に該当 理由 開示請求のあった行政文書があるかないかを答えることが君津市情報公開条例第7条の不開示情報を開示することになるので、あるともないともいえないが、仮にあるとしても、君津市情報公開条例第7条第 号に該当するため
担当部課名	部 課(電話番号)
備考	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第7号様式(第4条)

行政文書開示請求拒否決定通知書 第 号 年 月 日 様 (実施機関) 印 年 月 日付で請求のありました行政文書の開示につきましては、次のとおり拒否することに決定しましたので、君津市情報公開条例第11条第6項の規定により通知します。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開示請求を拒否する理由	君津市情報公開条例第11条第5項第 号に該当 理由
担当部課名	部 課(電話番号)
備考	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第8号様式(第5条)

行政文書開示決定等期間延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	
(実施機関)	
印	
年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示につきましては、次のとおり決定する期間を延長しますので、君津市情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
条例第12条第1項に規定する期日	年 月 日
延長後の決定期日	年 月 日まで
延長の理由	
担当部課名	部 課(電話番号)
備考	

第9号様式(第6条第1項)

行政文書の開示に係る意見照会書 第 号 年 月 日 様 (実施機関) 印	
君津市情報公開条例に基づき、次の行政文書について開示の請求がありました。 つきましては、当該行政文書を開示するかどうかの決定を行うに際し参考としたいの で、別紙「行政文書の開示に係る意見書」により のご意見 を 年 月 日までに回答して下さるようお願いします。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
記録されている情報の内容	
特にご回答をお願いしたい事項	
担 当 部 課 名	部 課(電話番号)
備 考	

第10号様式(第6条第2項)

行政文書の開示に係る意見書

年 月 日

様

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

- 1 開示されても支障を生じない。
- 2 開示されると支障を生じる。
(開示により支障を生じる部分)

(その具体的な理由)

第11号様式(第7条)

行政文書の開示に係る結果通知書 第 号 年 月 日 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで照会しました行政文書の開示請求について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
決 定 の 内 容	1 開示 2 部分開示 3 不開示
上記決定により開示される行政文書	
開 示 の 理 由	
開 示 の 期 日	年 月 日
担 当 部 課 名	部 課(電話番号)
備 考	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第12号様式(第9条第2項)

<p>行政文書開示手数料免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____</p> <p>行政文書の開示に係る手数料の免除を受けたいので、君津市情報公開条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開 示 の 方 法	
申 請 の 理 由	
備 考	

第13号様式(第9条第3項)

行政文書開示手数料免除決定(却下)通知書	
第 号 年 月 日	
様	
(実施機関)	
印	
年 月 日付けで申請のあった行政文書の開示に係る手数料の免除については、君津市情報公開条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。	
決 定 の 区 分	1 免除 2 却下
開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開 示 の 方 法	
却 下 の 理 由	
備 考	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この決定、この決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第14号様式(第10条)

審 査 会 諮 問 通 知 書	
第 号 年 月 日	
様	
(実施機関)	
印	
年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求については、次のとおり 君津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、君津市情報公開条例第19条第3項 の規定により通知します。	
開示請求に係る行政 文書の件名又は内容	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 部 課 名	部 課(電話番号)
備 考	